

第 74 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 9 月 9 日（木） 15 : 00~15 : 40

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

（まん延防止等重点措置の期間の延長）

本県においては、8 月 20 日から 9 月 12 日までの間、まん延防止等重点措置区域となり、これまで、県民の皆様、事業者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、各種の対策を行ってきたが、本日、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において、本県におけるまん延防止等重点措置の期間が、9 月 30 日（木）まで延長されることとなっている。

先ほど、健康福祉部長から説明したとおり、本県の感染状況について、新規感染者数は減少傾向にあるが、療養者数は国のステージⅣを超える水準にあり、医療提供体制は、依然として厳しい状況が続く中、まん延防止等重点措置の延長に伴い、引き続き、これまでの対策を継続することとなる。

県民の皆様、事業者の皆様には長期間にわたり、ご負担をおかけすることになるが、引き続き、ぜひともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（飲食店への営業時間短縮の第 8 次要請）

飲食事業者の皆様には、4 月から 6 月にかけて、4 回にわたる営業時間短縮の協力要請、また、8 月に入ってから、高松市内で飲食店を営む事業者の皆様へ 2 回、高松市以外で飲食店を営む事業者の皆様へ 1 回要請等を行い、これらの第 5 次から第 7 次の営業時間短縮要請にご協力いただき、心からお礼申し上げます。

このたびのまん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴い、県から第 8 次の営業時間短縮要請として、高松市内の飲食店の皆様へ、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく営業時間短縮要請を、高松市以外の飲食店の皆様へ、特措法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮協力要請を行い、いずれも営業時間は、引き続き午前 5 時から午後 8 時までとさせていただきます。

対象となる事業者の皆様には、長期間にわたり、一段と大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになるが、何卒、ご理解とご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

要請内容については、現在実施している、第 6 次、第 7 次要請と同様であるが、夜間営業を行っている場合の営業時間短縮に加え、高松市内の飲食店の皆様については、引き続き、酒類の提供は、お客様の店内持込みも含め停止し、行わないよう、また、カラオケ設備についても、利用の自粛を要請することになる。

また、高松市以外の飲食店の皆様については、酒類の提供は午後7時までとし、かがわ安心飲食店認証制度の飲食店に限り、通常営業を行う、又は、営業時間の短縮を行う、を選択可能とする。この点については、高松市内の飲食店の皆様に対する要請内容とは異なっている。

(香川県営業時間短縮協力金(第8次))

営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた飲食店の皆様には、協力金をお支払いするが、その算定方法は、第2次以降の協力金と同様に、前年度又は前々年度の一日当たりの売上高に応じた算定となり、協力金の金額を売上高方式で算定する場合には、高松市内の飲食店の皆様については、現在の第6次要請に伴う協力金と同様に、一日当たり3万円から10万円までとなる。

また、高松市以外の飲食店の皆様については、現在の第7次の協力要請に伴う協力金と同様に、一日当たり2.5万円から7.5万円とし、この協力金に加えて支払額の1割を県独自に上乗せして支払う。

第8次の協力金については、第6次及び第7次協力金と同様に、中小企業・個人事業主の皆様に関し、これまで(第1次～第4次)の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も9月13日から9月30日までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を設けることとするが、制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、9月中旬に公表する。

飲食事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(大規模施設等への営業時間短縮の第2次要請)

大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者の皆様には、これまでも、営業日や営業時間の見直し、入場整理等の徹底など、感染リスクの低減を図るための取組みにご協力いただき、改めて心からお礼申し上げます。

8月20日から、国のまん延防止等重点措置の適用を受けたことなどにより、県内全域において、夜間営業しているショッピングセンターなどの大規模施設等に対し、営業時間短縮の要請をさせていただいているが、本県は引き続き、9月13日から9月30日までの間、まん延防止等重点措置の適用を受けることとなった。

この重点措置の期間については、県からの第2次要請として、県内において午後8時以降に営業を行っている、ショッピングセンターなどの建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者に対し、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していただくものである。

対象となる事業者の皆様には、大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ないが、ご理解とご協力を賜るよう、お願い申し上げます。

営業時間の短縮をお願いする具体的な対象施設は、[資料2-2](#)の13ページのとおりであるが、食品や医薬品、衣料品、クリーニングなどの生活必需物資や生活必需サービスを提供している事業者を除くこととしている。

(香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次))

第2次の協力金は、現在の第1次要請に伴う協力金と同様、(1)大規模施設を運営する事業者については、一日当たり時短営業した面積1,000㎡当たり20万円に、本来の営業時間全体に占める短縮した時間の割合を乗じた金額を、また、(2)大規模施設のテナント事業者については、一日当たり時短営業した面積100㎡当たり2万円に、本来の営業時間全体に占める短縮した時間の割合を乗じた金額をそれぞれ支払うこととする。

協力金の申請手続きなど、制度の詳細は、現在、検討中につき、後日公表する。

大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(催物(イベント等)の開催に係る留意事項について)

催物(イベント等)の開催について、都道府県から適切な感染症対策を指導し、主催者においても事前相談及びホームページ上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにもかかわらず、実際には感染防止策が不徹底であったという他県における事案の発生等を受けて、国から9月1日付で「催物の開催制限に係る留意事項について」補足する事務連絡が各都道府県に通知された。

この通知を踏まえた内容を対策に記載する。具体的には、事前相談の対象となる催物(イベント等)のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがあるもので、感染防止策の徹底の要請に従わない場合(特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合)には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力要請することになる。

(県有施設等における対応)

集客が見込まれる又は観光やレジャー等に関係する県有施設等は、9月12日までの間、原則、休館・休園又は利用自粛などの対応をとっているが、緊急事態対策期の延長に伴い、この対応についても、9月30日まで期間を延長する。

また、県内市町にも同様の措置を講じていただくよう協力要請を行う。

(療養体制の充実)

まず、病床確保計画の変更についてであるが、病床確保については、7月下旬以降の感染者の急増を受けて、8月15日に医療機関等に向けて、「県内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急要請」を行い、医療機関から、確保病床4床、うち重症者用2床の申し出をいただいた。

この4床を増床する「病床確保計画の変更」について、9月1日に開催した「香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会」においてお諮りし、承認をいただいたことから、9月3日に病床確保計画を変更した。

これにより、確保病床は238床、うち重症者用病床は30床となる。

次に、軽症者等の宿泊療養施設については、3棟目(ホテルルートイン高松屋島)の入所者の受入れを、9月4日(土)から開始している。

また、1棟目（福田町ホテル）の一部を酸素ステーションとして使用するため、部屋数は16室減少するが、一方で、2棟目（高松センチュリーホテル）の運用を見直し、23室追加することで、3棟全体での部屋数を減らさない運用をしたいと考えている。

これにより、確保した室数は212室から368室となる。

最後に、酸素ステーションについては、現在、宿泊療養施設として使用している、福田町ホテル（旧チサンホテル）に設置することが適切と判断し、この建物の、1つのフロアを、酸素ステーションとして転用する。先ほども説明したとおり、フロア全体では、16室あるが、このうちの5室を区切って患者を受け入れることとしている。

昨日までに、間仕切りや酸素濃縮器などの準備を終えているが、この施設の運用については、感染が急激に拡大した際に、医師、看護師等のスタッフを配置したうえで運用を開始することとしている。

一日も早く、現在の感染拡大が収まり、社会経済が回復するよう、県民の皆様、事業者の皆様と一緒に、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えているので、一層のご理解、ご協力をお願いしたい。

議題3 「まん延防止等重点措置の対応状況等について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題4 「学校における対応について」

教育長から資料に沿って説明

議題5 「その他」

商工労働部長から資料に沿って説明

（Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について）

交流推進部長から資料に沿って説明

（「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について）

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、連携して対応にあたっていただきたい。